

伊佐市農業委員会 1 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 4 月 27 日 (木) 午前 9 時 00 分から 10 時 51 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (34 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	11 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	12 番推進委員
3 番委員	12 番委員	3 番推進委員	13 番推進委員
4 番委員	13 番委員	4 番推進委員	14 番推進委員
5 番委員	14 番委員	5 番推進委員	15 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	16 番推進委員
8 番委員		7 番推進委員	17 番推進委員
9 番委員		8 番推進委員	18 番推進委員
		9 番推進委員	19 番推進委員
		10 番推進委員	20 番推進委員

4. 欠席委員 (1 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 13 番委員 14 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について
議案第 5 号「非農地証明願」について
議案第 6 号「別段の面積（下限面積）」の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
農業委員会の組織と制度の改革を目的とした農業委員会等に関する法律が制定されて丁度1年になります。農業委員、農地利用最適化推進委員が任命されて丁度1年というかたちであります。これからも皆様のご協力により地域農業を守るため実態を踏まえた農業委員会活動をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は6番農業委員が欠席で、出席人数は14人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

13番農業委員と14番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページから6ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が57件、内、登記地目、田151筆、畑12筆、その他4ページ14番の現況、田1筆でありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告第2号「農地の利用目的変更」についてお願いします。

事務局 15ページをお開きください。報告第2号「農地の利用目的変更」につ

きまして、去る3月17日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。整理番号1番の申請者は、伊佐市菱刈川北に居住されているOHさん86歳で、自治会は愛都になります。申請地は伊佐市菱刈川北字湯之元1921番、地目は田、地籍は189㎡、申請地の所在地は、湯之尾小学校から北西に約390mに位置し、現在よく管理された田です。当該申請は簡易農業用倉庫を建築(手作り)したいということで申請されたものです。申請地は高い位置にあり水もかかりにくく、且つ、所有者は高齢に伴い今後、田として管理も困難になるため、小作人、KGさんが借受け農業用施設として整備利用するもので、農地法施行規則第32条第1号、農地の転用の制限の例外に基づく農業用施設の届出あり、書類審査及び現地調査をした結果、適切な届出であると判断いたしましたので、報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 続きまして、報告2をお願いします。

事務局 報告第2号農地利用目的変更につきまして、4月6日事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。整理番号2番の申請者は、伊佐市大口曾木に居住されているOTさん89歳で、自治会は荻原になります。申請地は伊佐市大口曾木字西ノ田2305-9番、地目は田、地籍は813㎡、伊佐市大口曾木字西ノ田2305-10番、地目は田、地籍は1,779㎡の2筆で、申請地の所在地は、荻原自治会から西に20mほどに位置し、現在休耕地であります。申請地は天水田のため盛土して畑として管理したいとのことでした。以上のことから今後、田としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用として届出は適切であると思われるので、ここに報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見

決定について議題といたします。

事務局と報告を求めます。

事務局

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転分についてご説明いたします。16ページをお開きください。ページ番号1、2番につきまして譲受人が同一ですので一括してご報告いたします。番号1番の譲渡人は伊佐市菱刈前目に居住のTHさんで、土地の所在地は伊佐市菱刈前目字前田3750-1、地目は田、地積は1,316㎡です。番号2番の譲渡人は薩摩川内市永利町に居住するTKさんです。土地の所在地は伊佐市菱刈前目字前田3734番外4筆、地目は田、地積は計5,729㎡です。譲受人は伊佐市菱刈前目に居住する認定農業者のNNさんで、あっせんによる所有権移転売買であっせん人としてM委員とU委員をお願いいたしました。

続きまして、基盤法貸借につきましてご説明申し上げます。別紙121-1をご覧ください。期間は1年から10年で、面積は田1,342,839㎡、畑95,336㎡の計1,438,175㎡です。利用権を設定する者の数441名、利用権の設定を受ける者の数195名です。土地の詳細につきましては、17ページから121ページの整理番号1番から475番のとおりですので、ご覧頂きたいと思います。以上審議方よろしく願いいたします。

議長

只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について提案いたします。

整理番号1番について1番農業委員の報告を求めます。

- 1 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
整理番号1番につきまして、去る4月24日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。
- 申請人・KMさんは伊佐市大口大田に居住され、自治会は大田で、年齢は53歳です。渡し人・OHさんは茨城県稲敷郡阿見町に居住され、年齢は64歳です。
- 申請地は伊佐市大口山野字庵水流2003番1、地目は田、地積は1,522㎡、外3筆で、合計4,720㎡で、所有権移転贈与であります。
- 受人の経営面積は8,735㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約7kmですが、実家よりは約20m位にあり、よく管理されており、現況はイタリアンが作付され、経営意欲はあり農機具等は完備されております。
- この申請地は、国道より山手側の高台の方に位置しており、ここ何十年も水がない為に水稻の作付はされておらず、今回許可が頂ければ、サカキを植付けするとのことでありました。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、委任状が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。
- 議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。
- 4番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
整理番号2番につきまして、去る4月24日現地調査を行いましたので、

4番が報告いたします。

申請人・MNさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は改星の里、年齢は28歳です。渡し人・SAさんは大阪府岸和田市神須屋町に居住され、年齢は76歳です。

申請地は伊佐市大口青木字大尻迫1587番14、地目は田、地積は1,012㎡、外3筆で地積合計3,988㎡、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は38,562㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約500mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号3番につきまして、去る4月21日現地調査を行いましたので、11番が報告をいたします。

申請人・OKさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目下、年齢は38歳です。渡し人・SGさんは伊佐市菱刈徳辺に居住され、自治会は徳辺下で、年齢は71歳です。

申請地は伊佐市菱刈徳辺字立山1230番3、地目は畑、地積は528㎡、及び、同字立山1233番1、地目は畑、地積は447㎡の2筆で所

有権移転贈与です。

受人の経営面積は95,429㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1.3kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、位置図が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番ですが、この議案は11番農業委員が譲受け人となってい
ますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参
与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、11番農業委員の退席をお願いします。

(11番農業委員退席)

議 長 整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
農業委員 整理番号4番につきまして、去る4月21日に現地調査を行いましたの
で、10番委員が報告いたします。

申請人・KYさんは伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は下市山、年齢
は75歳です。渡し人・OKさんは伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は

下市山、年齢は72歳です。

申請地は伊佐市菱刈市山字舞之峯2288番、地目は畑、地積は561㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は1,536㎡ですが、本件申請と同時に行われた70ページ、239番、使用貸借権設定による畑1,032㎡と本件による取得面積561㎡を合計して3,129㎡となり下限面積をクリアし取得可能面積です。なお、受人は別に田8,522㎡を農業法人に貸付けておりますが、適格法人のため問題はないと判断します。農業従事者は2名、通作距離は約1kmで、時間にして5分の位置にあります。申請地は田中小学校の北北東に位置する一団の農地の中にあり、現況はよく管理された畑で、周辺地域との関係においても問題はありません。経営意欲はあり、トラクター、耕運機など農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として、全部事項証明書、地籍図が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。
ここで、11番農業委員の入室をお願いいたします。

(11番農業委員着席)

議長 11番農業委員整理番号4番は許可が決定いたしました。
整理番号5番について、5番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
農業委員 整理番号5番につきまして、去る4月20日に現地調査を行いましたので
5番が報告いたします。

申請人・IMさんは伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木西で、
年齢は62歳です。渡し人・IMさんは伊佐市大口青木に居住され、自治
会は上青木西で、年齢は88歳です。

申請地は伊佐市大口青木字茶子田1938番、外5筆で地目は田3筆、
畑3筆で地積は5,228㎡で親から子への所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は8,066㎡で取得可能面積であります。農業従事
者は2名で、通作距離は自宅周辺1km以内で、現況はよく管理された田、
畑でありました。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。必要な添付書類は全てそ
ろっております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私
の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
農業委員 整理番号6番について、去る4月24日に現地調査を行いましたので、8
番が報告をいたします。

申請人・ITさんは伊佐市大口宮人に居住され、自治会は宮人で、年齢
は69歳です。渡し人・MSさん、福岡市西区姪ノ浜三丁目に居住されて
います。

申請地は、伊佐市大口宮人字松原1880-1、地目は田、地積は852㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は26,625㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号7番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号7番につきまして、去る4月24日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人・SHさんは伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田下で、年齢は55歳であります。渡し人・亡(SI)さんは伊佐市菱刈花北に居住されておりました。自治会は花北上で年齢は不明で31年前のことです。

申請地は伊佐市菱刈花北字樋渡453番1、地目は畑、地積は50㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は13,918㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5km、現況は不耕作地であります。経営意欲は十分あり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして航空写真、全部事項証明書、裁判所審判証明書、不動産譲渡契約書が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号8番につきまして、去る4月24日に現地調査を行いましたので、7番農業委員が報告いたします。

申請人・MTさんは伊佐市大口平出水に居住され、自治会は平出水中央で、年齢は63歳であります。渡し人・MSさんは伊佐市大口平出水に居住され、自治会は平出水中央で、年齢は66歳です。

申請地は伊佐市大口平出水宇山ノ口1776番7、地目は田、地積は2,218㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は4,726㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は受人自宅より約800m、現況は良く完備された農地であります。経営意欲は十分あり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号8番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号9番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号9番につきまして、去る4月19日に現地調査を行いましたので14番農業委員が報告いたします。

申請人・MSさんは伊佐市菱刈川南に居住され、自治会は荒瀬で、年齢は36歳です。渡し人・MHさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で、年齢は89歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字原田2790番23、地目は田、地積は1,607㎡と、伊佐市菱刈前目字原田2790番34、地目は田、地積は1,065㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は124,399㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号9番は許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号10番、11番については譲り受人が同一ですので、一括して、8番農業委員の報告を求めます。</p>
8 番 農 業 委 員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号10番につきまして、去る4月24日現地調査を行いましたので、8番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・KIさんは、伊佐市大口宮人に居住され、自治会は宮人、年齢は75歳です。渡し人・MMさんは伊佐市大口宮人に居住され、自治会は宮人、年齢は63歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口宮人字湯ノ尻1635番1、地目は田、地積は642㎡、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は90,435㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は400m位で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備でされております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいいたします。</p> <p>続きまして、11番について説明いたします。</p> <p>渡し人・IKさんは伊佐市大口宮人に居住され、自治会は宮人、年齢は65歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口宮人字湯ノ尻1633番2、地目は田、地積は802㎡、その他1筆で合計の1,411㎡、所有権移転売買であります。</p> <p>受人、Kさんの田と3筆1枚になっており、よく管理されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいしまして、私の報告を終わります。</p>

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番、11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号10番、11番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号12番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
農 業 委 員 整理番号12番につきまして、去る4月20日現地調査を行いましたので、12番農業委員が報告いたします。

申請人・TTさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は戸切、年齢は66歳です。渡し人・MTさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原東、年齢は65歳です。

申請地は伊佐市大口鳥巢字外一町1024番1、外1筆で地目は田、地積は合計で1,917㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は148,472㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は車で10分位で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備でされております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議 長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号12番は許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号13番、14番については、譲受け人が同一ですので一括で説明をお願いいたします。3番農業委員。</p>
3番 農業委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号13番につきまして、去る4月23日現地調査を行いましたので、3番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・M代表 MHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は荒田下、年齢は42歳です。渡し人・OIさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は荻原、年齢は88歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口曾木字山城2243番6、地目は田、地積は2,033㎡と、伊佐市大口曾木字鳥迫掛2218番1、地目は田、地積は2,995㎡、合わせまして5,028㎡、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は246,984㎡で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は約3km位で、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり農機具等は完備でされております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>また、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号14番につきまして、去る4月23日現地調査を行いましたので、3番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・M代表 MHさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は荒田下、年齢は42歳です。渡し人・HMさんは伊佐市大口里に居住され、自治会はとどろ、年齢は57歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口曾木字鳥迫掛2217番1、地目は田、地積は1,396㎡、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は246,984㎡で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離は約4km位で、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり農機具等は完備でされております。</p>

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

4番推進委員 譲受け人の、Mはどのような法人ですか。

3番農業委員 添付書類の中の株式会社Mの定款の第2条に、当会社は次の事業を行うことを目的とする。1. 農畜産物の生産、2. 農畜産物の運搬加工販売、3. 農作業の受託、以下12項目あり、構成メンバーは、MTさん、MYさん、MMさん、NMさん、こういう方が役員になってします。

4番推進委員 どうもありがとうございました。

議長 よろしいでしょうか。
他に、委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番、14番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号13番、14番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号15番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、

農業委員	<p>整理番号15番につきまして、去る4月24日現地調査を行いましたので、4番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・IUさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は改星の里、年齢は46歳です。渡し人・OKさんは福岡市博多区比恵町に居住され、年齢は56歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口青木字石取場下1690番13、地目は畑、地積は1,029㎡、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は31,147㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備でされております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたします。私の報告を終わります。</p>
議長	<p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号15番は許可が決定いたしました。</p>
議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数15件について、15件の許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
議長	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。</p> <p>整理番号1番について13番農業委員の報告を求めます。</p>

1 3 番
農 業 委 員

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番について、去る4月24日、8番農業委員、17番推進委員、私13番農業委員で、代理人のT行政書士立会のもと、共同調査を行いましたので13番農業委員が報告をいたします。

申請人・NSさんは熊本市東区尾ノ上四丁目に居住されております。

申請地は、伊佐市大口下殿字竹下845番2、地目は畑、地積は1,445㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっております。転用目的は集合住宅であります。

申請地の所在地は、なりさわから南へ約100m位に位置しており、南側は住宅、東側も住宅、北側も住宅、西側も住宅であり、周囲に与える影響はないと思われます。汚水処理、生活雑排水については、合併浄化槽を設置するとしてあります。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、融資予定証明書等が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。

議 長

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数1件について、意見聴取決定並びに許可1件が決定いたしました。

議案第4号

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番について、去る4月24日、申請人・HKさん立会いのもと、14番農業委員、5番最適化推進委員、私10番農業委員の3人で共同調査をしましたので、私10番農業委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市菱刈前目にお住まいのHKさんで自治会は中野自治会で74歳です。ご夫婦で修学旅行の高校生を数人自宅に宿泊させ、伊佐の自然や農業体験・生活体験をしてもらう、グリーンツーリズム活動に取り組んでおられます。譲渡人は伊佐市菱刈前目にお住まいのMHさんで自治会は共進自治会で年齢は89歳です。

本申請は、所有権移転売買です。農地区分は第2種農地その他の農地で転用目的は植林による里山づくりです。

申請地は伊佐市菱刈前目字崩ヶ宇都3220番1、地目は畑、地積は930㎡であります。

申請地の所在地は、菱刈人權文化センターから東北東へ約400mに位置しており、東側北側はHさん所有の山林、南側は道路を挟んで、私有地で給水施設があり、さらに道路を挟んで山林で、西側はHさんの自宅建物及び菜園で周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、譲り渡し人の戸籍抄本一部証明、字図、事業計画書、山林配置図、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、農地法第5条申請作成をHKさんに委任する旨の、MHさんYHさん、この方はMHさんの娘さんの委任状が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見聴取並びに許可が決定しました。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号2番につきまして、去る4月24日、申請人の代理人、行政書士のSさん立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私4番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、私4番農業委員が報告いたします。

譲受人は指宿市開聞十町に本店を置かれる株式会社Eで、業務内容は農産物の生産販売、一般建築、太陽発電事業部等をされております。譲渡人は伊佐市大口田代にお住まいのKHさん33歳、自治会は福川自治会です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種その他農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は、伊佐市大口田代字千代川1522番36、地目は畑、地積は1,604㎡であります。

申請地の所在地は、マルイファームから西へ約1kmに位置しており、東側は山林、西側は同等の太陽光発電施設、南側は宅地がありますが空き家で、その他原野で、北側は山林で周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号3番につきまして、去る4月24日、申請人の代理人のT行政書士さん立会いのもと、2番農業委員、1番農地利用最適化推進委員、私3番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、私3番農業委員が報告をいたします。 譲受人は鹿児島市上福元町にお住まいのIRさんです。譲渡人は始良市加治木町新富町にお住まいのSYさんです。 申請地は伊佐市菱刈荒田字園川3455番3、外2筆で地目は田が2筆で、地積は365㎡、畑が256㎡。合計で621㎡です。本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽発電施設であり、農地区分は第2種農地その他の農地です。 申請地の所在地は湯之尾小学校から南に約200m位に位置しております。南側は住宅、東側は道路、北側は住宅、西側は堤防であり、周囲に与える影響はないと思われまます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数136枚、パネル設置総面積は621㎡、パネル設置容量は29.5kwを予定しています。添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、会社の土地事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、配置図が提出されています。 調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。
議	長	整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号4番につきまして、去る4月24日、申請人の代理、T司法書士さん立会いのもと、12番農業委員、19番推進委員、11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番農業委員が報告いたします。 譲受人は福岡県中間市太賀三丁目にお住まいのWMさんであります。譲渡し人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのYTさん、自治会は青木元であります。 申請地は伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3143番1、地目は田、地積は674㎡であり、本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地でその他となっております。 所在地は本城小学校より南西約500mに位置しており、南側、東側は道路を挟んで宅地、北側は太陽光発電施設、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われまます。太陽光発電事業ですがパネル設置枚数192枚、51.84kwの一基です。添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、見積書、残高証明書、地図、パネル配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する契約書、転用に関する契約書等が提出されています。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議の方よろしくお願ひいたします。以上で私の報告を終わります。
議	長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数4件について、意見聴取決定並びに許可4件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号 非農地証明願について提案いたします。

議 長 整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第5号非農地証明願について、整理番号1番につきまして去る4月
農 業 委 員 24日、15番委員、8番推進委員、私1番委員の3人で共同調査をしまして
したので、1番委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口上町にお住まいのYMさんです。土地の所在地は伊佐市大口上町29番13、地目は畑、地積は147㎡です。申請理由として、約30年以上になりますが、土地区画整理事業により宅地造成工事が行われ、現在は木造、書面と変わらずに2階建ての建物が建築され、宅地として利用されており建物が出来る時、申請はされたが、登記を申請以降しないままで現在に至ってしまったとのことです。

申請地の位置として、JA伊佐総合支所より西側に約20m位で、東側と北側は道路を挟み宅地、南側は宅地、東側は雑種地です。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、建物配置図、委任状等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において農地への復旧は困難であると判断しましたので、委員の皆様方のご審議の方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 1 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1 番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号2 番について、5 番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第5号非農地証明願の整理番号2 番につきまして去る4月24日、
農業委員 申請人の代理人で行政書士のTSさん立ち合いのもと、7番委員、18番
推進委員、私5番委員の3人で共同調査をしましてので、5番委員が報告
いたします。

申請人は伊佐市大口宮人にお住まいのHOさんです。土地の所在地は伊
佐市大口宮人字長迫447番1、外1筆で地目は田、地積は2,677㎡
です。農地区分は第2種その他の農地で、周囲の状況は東西南北全て山林
で、非農地となった時期及び理由として、平成2年4月頃から周囲の山林
化が進み、鳥獣害被害が多くなり耕作出来なくなったということでありま
す。申請地の位置は、曾木の滝温泉より約500m位で、誰が見てもこん
な所に農地があったと思われぬような山の中であります。農地性は喪失
しており農地への復旧は認められないと3名の調査員も判断いたしました。

なお、必要な添付書類は全てそろっています。委員の皆様方のご審議
の方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 5 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5 農 業 委 員	番	<p>議案第5号非農地証明願の整理番号3番につきまして去る4月24日、申請人の代理人で行政書士のTSさん立ち合いのもと、7番委員、18番推進委員、私5番委員の3人で共同調査をしましてので、5番委員が報告いたします。</p> <p>申請人は伊佐市大口平出水にお住まいのNSさんです。土地の所在地は伊佐市大口田代字藤峯1668番2、外1筆で地目は田、地積は2,084㎡です。農地区分は第2種その他の農地で、周囲の状況は東西南北山林に囲まれたくぼ地で、現地を見つけるのが大変な場所で、非農地となった時期及び理由として、平成2年4月1日頃から周囲の木が大きくなり、日当たりも悪くなり鳥獣害被害が多く、なりより現地に行くのも大変な場所で耕作をあきらめたとのことであります。申請地の位置は、羽月西小学校より1km位の山の中であります。農地性は喪失しており農地への復旧は不可能と3名の調査員も判断いたしました。</p> <p>なお、必要な添付書類は全てそろっています。委員の皆様方のご審議の方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。</p>
5 番 農 業 委 員	<p>議案第5号非農地証明願の整理番号4番につきまして去る4月24日、申請人の代理人で行政書士のTSさん立ち合いのもと、7番委員、18番推進委員、私5番委員の3人で共同調査をしましてので、5番委員が報告いたします。</p> <p>申請人は伊佐市大口田代にお住まいのNTさんです。土地の所在地は伊佐市大口田代字藤峯1670番4、外1筆で地目は田、地積は1,683㎡です。農地区分は第2種その他の農地で、申請地の位置、周囲の状況につきましては、先程報告しました整理番号3番と同じ場所であり、隣接でありますので省略します。農地性は喪失しており農地への復旧は不可能と3名の調査員も判断いたしました。</p> <p>なお、必要な添付書類は全てそろっています。委員の皆様方のご審議の方よろしく願います。以上で私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7 番 農 業 委 員	<p>議案第5号非農地証明願の整理番号5番につきまして7番が調査の結果を報告いたします。去る4月24日、T行政書士立ち合いのもと、5番委員、18番推進委員、私7番委員の3人で共同調査をいたしました。</p> <p>申請人・MSさんは伊佐市大口田代に居住されていましたが亡くなって</p>

おられます。申請地の所在地は伊佐市大口田代字上原1449番1で、地目は畑、地積は215㎡です。現地は羽月西小学校より西へ約1.5kmに位置しています。周囲の状況は東側は宅地ですが、隣接地は草やぶと山林、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地ですが、倉庫と竹藪になっています。非農地となった時期は、平成2年4月1日頃であります。非農地になった原因は周囲が山林化し、鳥獣被害が多くなり、耕作出来ず放置したことによるものであります。当該農地の現況は果樹は植えてありますが、農地面積も小さく、農地の境は全て落差があり、周囲の竹が倒れてきている現況になっており、調査の結果、3名の調査員の意見において農地性は喪失しており農地への復旧は容易でない判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。委員の皆様方のご審議の方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号6番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第5号非農地証明願の整理番号6番につきまして7番が調査の結果を報告いたします。去る4月24日、T行政書士立ち合いのもと、5番農業委員、18番推進委員、私7番委員の3人で共同調査をいたしました。

申請人・YTさんは大島郡龍郷町浦に居住されておられます。申請地の所在地は伊佐市大口田代字石森1370番2と、1370番3の2筆、地目は畑、地積は合計435㎡です。現地は羽月西小学校より西へ約1.8kmに位置しています。周囲の状況は東側は山林、西側は田、南側は宅地、北側は宅地となっています。非農地となった時期は、平成2年4月1日頃

であります。非農地になった原因は周囲が山林化し、鳥獣被害が多くなり、耕作出来ず放置したことによるものであります。当該農地の現況は全部竹藪と草やぶになっており、調査の結果、3名の調査員の意見において農地性は喪失しており農地への復旧は容易でない判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。委員の皆様方のご審議の方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号 非農地証明願6件申請のうち6件の許可が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号 農業委員会が定める「別段の面積(下限面積)」改正農地法第3条第2項第5号の規程について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 別紙の議案第6号 「別段の面積(下限面積)」の決定についてご覧ください。

下限面積についてですが、平成21年度の農地法改正により・・・と書いてありますが、簡単に言いますと農地法の中で下限面積を設定しない場合は、5行目に書いてありますが都道府県では50a以上耕作をしないと取得できませんよと、言うのがうたってあります。皆さんに3条の報告の時に3条2号の各号に該当しないと思われまして、報告していただいておりますが、その中の1つが農地法第3条第2項第5号で下限面積を別途設

ける場合には公示します。と告示をしなければならないとなっています。この下限面積につきましては伊佐市では平成26年度までは特段設けていませんでしたが、それまでは50aでしたが、2年前の総会において、農地が流動化と言いながら農地が動かない現状がありましたので、総会において下限面積を30aと、平成27年4月20日より総会により適用しております。なので、伊佐市の下限面積は30a以上耕作となっております。

下の方に農地法施行規則第17条第1項、2項とありますが、ここに関しましては、農地法施行規則第17条第1項の第2号、第3号が特にメインでありまして、別段の面積は、第2号は設ける場合は、10a以上を設定しなさいよということになります。県内近隣市町村でも近年概ね30aで定めてあります。鹿児島市は10aですが、その農地の経営体とか経営性等で各市町村定め方が違いますが、概ね30aなので、他の市町村とも一緒かなという形です。それからこの第3号に難しい言葉で色々書いてありますが、ここに関しましては、土地の集積をする場合入り作が入ってくると何らかの支障をきたす場合が多いことから、この第3号に関しましては、入り作をある程度抑制しましょうということが書いてあります。地元で作られる方の4割を下回った場合に、設定については細かく言うと大字単位でも設定が出来るようになっています。今、伊佐市で30aとなっていますが、例えば旧大口市、旧菱刈町でそれぞれ、大口は50a、菱刈は30a、こういう設定もできることになっています。ただその中で細かく設定して行くと地元の耕作者の方が、よその人が取得出来るのがどんどん増えてくると、その地元の農地を集積出来なくなってくるので、この第3号である程度抑制をかけています。4割を下回るとダメですよと抑制になっています。

話をすればこういうことなんですが、それで毎年1回、農業委員会の方で30aでいいかどうか協議をもらいまして、農業委員会の総会で承認を得られれば、告示をするようになっていますので、皆さんの周りを思いだしてもらいまして、30aで今年もいいか、協議をお願いしたいと思いません。以上です。

議長 只今事務局の説明がありました。昨年度は30a以上となっているわけですが、変更するかしらないか、委員の皆さんにお聞きしたいと思います。意見のある方は意見を述べていただきたいと思いません。

(挙手)

議長 はい、14番委員。

1 4 番 農 業 委 員 議 長 現行の30aでいいのではないかと思います。

議 長 現行の30aでよろしいですか。

(「異議なし」という声、多数あり。)

議 長 伊佐市は下限面積は現行のまま30aとすることでよいという農業委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
賛成多数でございます。

議 長 議案第6号 農業委員会が定める「別段の面積」(下限面積)改正農地法第3条第2項第5号の決定については、伊佐市農業委員会が定める下限面積は30aといたします。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。4月の月例報告をします。
去る10日、4月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
24日、現地調査を一斉にしております。27日、本日は第1回農業委員会の総会です。
5月の行事予定ですが、10日に5月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。25日が現地調査です。31日が第2回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

これで、平成29年度 第1回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時51分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 13 番

伊佐市農業委員 14 番